

防火設備の構造方法を定める件〔平成12年5月24日建設省告示第1360号〕

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロの規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条の2に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

1 建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第16項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。

2 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ 鉄製で鉄板の厚さが0.8ミリメートル以上1.5ミリメートル未満のもの

ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが3.5センチメートル未満のもの

ハ 土蔵造の戸で厚さが1.5センチメートル未満のもの

ニ 鉄及び網入ガラスで造られたもの

ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが1.2センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが0.9センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

3 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に1.5センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取付けなければならない。

4 開口面積が0.5平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたものとする。

第2 第1に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取付けなければならない。

附則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附則（平成27年2月23日国土交通省告示第256号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。